

## ○鹿児島県公安委員会審査請求手続規程

(平成28.3.29  
鹿児島県公安委員会規程4)

改正 前略…令和3.6公規程4

行政不服審査手続規程（昭和44年鹿児島県公安委員会規程第3号）の全部を次のように改正する。

### 目次

	ページ
第1章 総則（第1条—第4条）	401
第2章 審査請求手続（第5条—第9条）	402
第3章 審理手続（第10条—第26条）	403
第4章 裁決（第27条・第28条）	408
第5章 鹿児島県情報公開条例等に関する審査請求に関する手続（第29条）	408
第6章 雜則（第30条）	409
附則	409

### 第1章 総則

#### （趣旨）

**第1条** この規程は、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する審査請求に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （用語）

**第2条** この規程で使用する用語は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

#### （審理官）

**第3条** 警察本部長（以下「本部長」という。）は、公安委員会に対して審査請求がされたときは、審査庁（法に規定する審査庁としての鹿児島県公安委員会をいう。以下同じ。）が行う審理に関する事務を補佐させるため、審理に関する事務を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をできると認められる警察本部に所属する職員のうちから、審理官を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に対し、書面により通知するもの〔鹿児島警47〕。

とする。ただし、法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

2 本部長は、前項の規定により、2人以上の審理官を指名する場合には、そのうち1人を、当該2人以上の審理官が行う事務を総括する者として指定するものとする。

3 本部長が第1項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

(1) 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

(2) 審査請求人

(3) 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

(4) 審査請求人の代理人

(5) 前2号に掲げる者であった者

(6) 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(7) 利害関係人

4 本部長は、審理官が前項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該審理官に係る第1項の規定による指名を取り消さなければならない。

5 審理官は、審査庁が行う審理を補佐するに当たっては、警察手帳又は鹿児島県警察の職員たる身分を示す証明書を携帯し、審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下同じ。）の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 審理官は、法の規定による裁決がなされるに熟したと認めるときは、速やかに審理経過調書を作成し、これを審査庁に提出して審理の状況を報告しなければならない。

#### （物件の提出方法）

第4条 法、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）及びこの規程による審査庁への書類その他の物件の提出は、鹿児島県警察本部を経由して行うものとする。

### 第2章 審査請求手続

#### （審査請求の受付）

第5条 審査庁は、審査請求書の提出を受けたときは、鹿児島県公安委員会文書管理規程（平成13年鹿児島県公安委員会規程第2号）の規定による文書の受付を行うとともに、審査請求受付簿（別記第1号様式）に必要事項を記載するものとする。

見出し…改正・本条…一部改正(令和3.6公規程4)

（補正の命令）

第6条 法第23条の規定による補正の命令は、書面により行うものとする。

本条…一部改正(令和3.6公規程4)

（執行停止の通知等）

第7条 審査庁は、法第25条第2項の規定による執行停止をする旨の決定をしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁（処分庁が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

法第25条第2項の申立てが行われた場合において、同項の規定による執行停止をしないこととしたときも、同様とする。

（執行停止の取消しの通知）

第8条 審査庁は、法第26条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（審査請求の取下げの通知等）

第9条 審査庁は、法第27条の規定による審査請求の取下げがあったときは、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合には参加人。第27条第4項において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、前項に規定する審査請求の取下げがあったときは、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定により提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、還付請書（別記第2号様式）と引換えに行わなければならない。

本条…一部改正(令和3.6公規程4)

第3章 審理手続

（総代の互選の命令等）

第10条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第11条第2項の規定による総代の互選の命令は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、総代が選任され、又は解任されたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参加の許可の通知等)

**第11条** 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第2項の規定による参加の要求は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、参加を許可し、又は参加を求めた後において、当該参加人が引き続き審査請求に参加することが適当でないと認めるときは、当該参加を取り消し、書面により参加人にその旨を通知するものとする。

4 審査庁は、利害関係人が参加人となったとき又は参加の取下げ若しくは取消しがあったときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(処分庁等に対する弁明書の提出要求)

**第12条** 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。

2 前項の場合において、期間内に弁明書が提出されないときは、書面により、更に期間を定めて改めて弁明書の提出を求めるものとする。

(反論書等を提出すべき期間の通知)

**第13条** 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第30条第1項又は第2項に規定する相当の期間を定めたときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定により定められた期間内に、反論書又は意見書が提出されなかった場合において、それぞれ準用する。

(意見陳述の機会供与の通知等)

**第14条** 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第2項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の陳述を聴取したときは、口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

(補佐人同伴の許可の通知)

第15条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等を提出すべき期間の通知)

第16条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第32条第3項に規定する相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定により定められた期間内に、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件が提出されなかった場合において、それぞれ準用する。

(物件の提出の通知等)

第17条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の申立てが行われた場合において、同条の規定による物件の提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の聴取又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定による意見の聴取の場において行われる場合であって、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による物件の提出の要求は、書面により行うものとする。

3 第12条第2項の規定は、前項の規定による物件の提出の要求について準用する。

(証拠書類等の保管管理)

第18条 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録（別記第3号様式）を作成しなければならない。

- (1) 事案の件名
- (2) 提出を受けた年月日
- (3) 提出人の氏名及び住所

(4) 提出を受けた書類その他の物件の種目

- 2 審査庁は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る書類その他の物件の提出人に交付しなければならない。
- 3 審査庁は、必要がなくなったときは、速やかに、提出を受けた書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。
- 4 第9条第2項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。

本条…一部改正(令和3.6公規程4)

(証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知)

第19条 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参考人の陳述、鑑定の要求等)

第20条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の申立てが行われた場合において、同条の規定による参考人の陳述又は鑑定の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

- 2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述又は鑑定の要求は、書面により行うものとする。
- 3 第17条第1項ただし書きの規定は、第1項の規定による通知について、第14条第2項の規定は、口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述について、それぞれ準用する。
- 4 審査庁は、参考人の陳述又は鑑定の実施結果について、書面により申立て人に通知するものとする。

(検証の通知等)

第21条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の申立てが行われた場合において、同項の規定による検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

- 2 第17条第1項ただし書きの規定は、前項の規定による通知について準用する。
- 3 審査庁は、検証を行う場合において、対象となる場所に管理者等が存在する場合

は、書面により協力を求めるものとする。

4 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第2項の規定による通知は、書面により行うものとする。

5 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の規定による検証を実施したときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

(1) 事案の件名

(2) 検証の日時及び場所

(3) 立会人の氏名及び住所

(4) 検証の結果

(質問の通知等)

第22条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の申立てが行われた場合において、同条の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

3 第17条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第14条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問について、それぞれ準用する。

(意見の聴取の通知等)

第23条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定により審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第3項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 第14条第2項の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項又は第2項の規定による意見の聴取について準用する。

(提出書類等の閲覧等)

第24条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第2項の規定による提出人の意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第3項の規定による指定は、提出書類閲覧日時等指定書（別記第4号様式）により行うものとする。

本条…一部改正（令和3.6公規程4）

（手続の併合又は分離の通知）

第25条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離したときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（審理手続の終結の通知）

第26条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第41条第3項の規定による審理手続を終結した旨の通知は、書面により行うものとする。

#### 第4章 裁決

（裁決書の謄本の送達の方式等）

第27条 法第50条第1項に規定する裁決の書面の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

- 2 法第51条第2項又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に、裁決書の謄本を送付する旨を記載した書面を付して行うものとする。
- 3 法第51条第2項ただし書に規定する公示の書面の様式は、別記第6号様式のとおりとする。
- 4 審査庁は、法第51条第2項ただし書の規定による公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

本条…一部改正（令和3.6公規程4）

（証拠書類等の返還に関する規定の準用）

第28条 第9条第2項後段の規定は、法第53条の規定による返還について準用する。

#### 第5章 鹿児島県情報公開条例等に関する審査請求に関する手続

旧6章…継上〔令和3.6公規程4〕

（審理官に関する規定の適用除外）

第29条 鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）第19条に規定する審査請求及び鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第42条に規定する審査請求については、第3条の規定は、適用しない。

旧30条…一部改正し継上〔令和3.6公規程4〕

## 第6章 雜則

旧7章…様上(令和3.6公規程4)

### (雜則)

**第30条** この規程に定めのあるもののほか、行政不服審査に関し必要な細目的事項については、本部長が定める。

旧31条…一部改正し様上(令和3.6公規程4)

### 附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 行政庁の処分又は不作為についての鹿児島県公安委員会に対する不服申立てであって、法の施行前にされた処分又は法の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和3.3.19公規程3)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前の鹿児島県公安委員会審査請求手続規程に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (令和3.6.18公規程4)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際現に係属している不服申立てについては、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別記

第1号様式（第5条第1項関係）

審 査 請 求 受 付 簿

受 付 番 号	
受 付 年 月 日	
審 査 請 求 人 (住所、氏名、年齢等)	
審査請求に係る処分	
処 分 年 月 日	
処 分 庁	
処 理 結 果	
裁 决	
裁 决 年 月 日	
備 考	

本様式一部改正(令和3.6公規程4)

第1編 公安委員会 鹿児島県公安委員会審査請求手続規程

第2号様式（第9条第2項関係）

還付請書			
年月日			
鹿児島県公安委員会 殿			
住所			
氏名			
下記目録の物件の還付を受け、領収しました。			
記			
目録			
番号	標目	数量	備考
取扱者	官職	氏名	印

本様式一部改正(令和3.3公規程3)、旧3号様式一様上(令和3.6公規程4)

## 第3号様式（第18条第1項関係）

提出物目録			
年 月 日			
鹿児島県公安委員会 行政不服審査法 の規定により、下記のとおり を受領した。			
事案の件名			
提出人	氏 名		
	住 所		
提出を受けた年月日			
目録			
番号	標 目	数 量	備 考

取扱者 官職 氏名 印

（提出人への注意事項） 提出した物件の返還を受けようとするときは、この書類を持参すること。

本様式一部改正し様式(令和3.6公規程4)

第4号様式（第24条第2項関係）

提出書類閲覧日時等指定書	鹿公委第 号
年 月 日	
殿	
鹿児島県公安委員会 団	
<p>年 月 日に請求のあった提出書類等の閲覧については、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第3項の規定により、下記のとおり日時及び場所を指定したので通知する。</p>	
記	
1 閲覧の日時	
2 閲覧の場所	
(注意事項) 閲覧の際は、この指定書を持参すること。	

旧6号様式…様式(令和3.6公規程4)

第5号様式（第27条第1項関係）

鹿公委第 号

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁

審査請求人が 年 月 日に提起した処分庁による  
に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

事 案 の 概 要

審理関係人の主張の要旨

理 由

年 月 日

審査庁 鹿児島県公安委員会 団

旧7号様式…繰上〔令和3.6公規程4〕

第6号様式（第27条第3項関係）

公	示
鹿児島県公安委員会公告第	号
鹿児島県公安委員会に対する審査請求について	
殿	
年 月 日付けで鹿児島県公安委員会に対し、あなたから申立てのあった審査請求の裁決書の謄本は、当公安委員会において保管していますので、いつでも受け取ってください。	
年 月 日	
鹿児島県公安委員会 団	

旧8号様式…繰上(令和3.6公規程4)